

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月13日

【四半期会計期間】 第22期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

【会社名】 アビックス株式会社

【英訳名】 AVIX, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 熊崎友久

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1

【電話番号】 (045) 670-7711 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部本部長 桐原威憲

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1

【電話番号】 (045) 670-7711 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部本部長 桐原威憲

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第21期 第1四半期 累計(会計)期間	第22期 第1四半期 累計(会計)期間	第21期
会計期間		自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高	(千円)	162,836	166,774	944,663
経常損失( )	(千円)	74,014	53,295	179,071
四半期(当期)純損失( )	(千円)	58,764	53,605	164,661
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	740,262	822,746	822,746
発行済株式総数	(株)	164,677	195,803	195,803
純資産額	(千円)	164,686	170,151	223,756
総資産額	(千円)	1,778,433	1,298,206	1,440,372
1株当たり純資産額	(円)	1,000.06	868.99	1,142.76
1株当たり四半期 (当期)純損失金額( )	(円)	898.60	273.77	1,087.94
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)			
自己資本比率	(%)	9.3	13.1	15.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	61,646	12,422	98,964
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	868	3,070	36,327
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	11,197	13,411	346,912
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	301,773	164,208	162,127
従業員数	(名)	27	26	26

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

- 2 売上高には消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、新株予約権等の権利が存在しますが、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
- 5 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。  
また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	26
---------	----

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績を製品種別に示すと、次のとおりであります。

区分	第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
ポールビジョン大型	1,708	
サイバービジョン(屋外)	11,450	+86.4
A-Line	4,583	+356.7
その他情報機器	17,794	+9.6
合計	35,537	+50.3

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記の金額には、工事加工費が含まれております。

#### (2) 受注実績

当社は、一部受注生産しておりますが、基本的には代理店、ユーザー等から入手する設備投資情報に基づく見込生産を行っているため、記載を省略しております。

## (3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

区分	第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
(情報機器収入)	40,711	+36.0
サイバービジョン(屋外)	360	91.2
サイバービジョン(屋内)	1,570	
その他情報機器収入	38,780	+121.7
(運営事業収入)	107,308	10.5
コンテンツ収入	60,560	14.0
メンテナンス収入	44,461	4.5
広告媒体収入	2,285	19.9
(アセット事業)	18,754	+43.7
レンタル収入	9,593	+30.7
ix-board	9,161	+60.3
合計	166,774	+2.4

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社マルハン	37,375	23.0	37,966	22.8
有限会社新日邦	10,291	6.3	21,048	12.6

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

## (1) 重要な営業損失、経常損失、四半期純損失について

当社は当第1四半期会計期間末においても重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上する状況を解消できていないことから、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。

当社は、この状況を解消するために、経費の削減、業務の効率化、安定収益事業への変革を達成し、平成22年4月16日に2010アビックス三年計画を開示いたしました。事業の継続、発展、資金の安定化を推し進めていく上で、安定収益事業を強化し、月次での安定収益を拡大することで、営業キャッシュ・フローが継続的に黒字化し、当初の目的である「大口受注が無くとも安定的に黒字化を実現する新生アビックス」を達成することができると考えております。

また、親会社であるジャパン・ブレイクスルー2004投資事業有限責任組合を無限責任組合員として運営管理しており、当社が事業サポートを受けている株式会社JBFパートナーズにおいても、今後の事業方針については、十分に理解して頂いており、共に事業発展を目指すことが出来るものと考えております。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な決定又は締結等はありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間におけるわが国の経済は、アジア諸国を中心とする新興国の成長や政府の景気刺激策等により、景気の後退に一部では歯止めがかかったものの、為替の円高基調への企業の警戒感や欧州発の金融危機といった新たな不安要素も加わり、全体的回復には依然として厳しい状況が続くなか推移しました。

このような環境のなか、当社はマーケットが拡大しているプロモーションメディアであるデジタルサイネージに的を絞り、安定的な収益基盤となる映像コンテンツの製作・配信やメンテナンスの運営事業、ix-board（イクスボード）やレンタルといったアセット事業の展開を図ってまいりました。

また、沖電気工業株式会社と協業で、デジタルサイネージ（電子看板）の利用者向けに、店舗前の歩行者を自動集計・属性分析するシステム「リアルなう」のサービス開始を発表しました。「リアルなう」は、屋外では世界初となる広告画面に取り付けたカメラで、店舗の前を通行する人数だけでなく、デジタルサイネージを見た人の数と、性別・年齢を自動的に集計することで、潜在的な顧客数や放映した広告毎の人気を把握することができるものであり、今後の当社映像看板の普及に大きく寄与するものと考えております。

LED表示機の販売を行う情報機器事業につきましては、依然として投資抑制傾向の強いパチンコホール業界だけでなく、その他の一般業界への展開にも注力してまいりました。一般業界への展開は進捗しているものの、経済環境の影響も大きく、短期的な業績には繋がりにくいため、業績は低調なものとなっております。

運営事業につきましては、一部スポット的な案件の受注が第2四半期以降にずれ込んだものの、主力事業として安定的な業績を維持しております。

アセット事業については、既存顧客からの継続的な受注も増え、順調に業容拡大しております。

以上により、売上高166,774千円（前年同四半期比3,938千円増）となり、営業損失52,991千円（前年同四半期は営業損失70,877千円）、経常損失53,295千円（前年同四半期は経常損失74,014千円）、四半期純損失は53,605千円（前年同四半期は四半期純損失58,764千円）となりました。

#### (2) 財政状態の分析

##### 資産

流動資産は、前事業年度末比112,543千円減の835,592千円となりました。その主な要因は、売上債権の回収により受取手形及び売掛金が減少する一方で、仕入債務の支払と有利子負債の返済の結果、現金及び預金がほぼ横ばいになったことによるものです。

固定資産は、前事業年度末比29,622円減の462,613円となりました。その主な要因は、減価償却による有形固定資産の減少によるものです。

##### 負債

負債合計は、前事業年度末比88,561千円減の1,128,054千円となりました。その主な要因は、仕入債務の支払による支払手形及び買掛金の減少と未払消費税の納付によるものです。

##### 純資産

純資産合計は、前事業年度末比53,605千円減の170,151千円となりました。その主な要因は、四半期純損

失の計上によるものです。

### (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、前会計年度末に比べ2,080千円増加し、164,208千円となりました。

当第1四半期会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの主な増減要因は以下のとおりです。

#### 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期会計期間における営業活動による資金は、仕入債務及び未払消費税等の支払による減少があったものの、売上債権の回収による増加があったため12,422千円の収入（前年同四半期は61,646千円の支出）となりました。

#### 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期会計期間における投資活動による資金は、無形固定資産の取得による支出があったものの、有形固定資産の売却による収入があったため3,070千円の収入（前年同四半期は868千円の収入）となりました。

#### 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期会計期間における財務活動による資金は、社債の償還及びリース債務の支払により13,411千円の支出（前年同四半期は11,197千円の支出）となりました。

### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### (5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間の研究開発費の総額は2,435千円であります。

### (6) 経営成績に重要な影響を与える要因および経営戦略の現状と見通し

生活環境の変化等により家庭にいる時間が少なくなり、屋外で過ごす時間が長くなる中、デジタルサイネージと呼ばれる屋外媒体が注目されてきております。当社は、このデジタルサイネージの流れを追い風として、看板を映像化しタイミングよく放映することで、集客と売上アップを図ることを事業の目的にしてまいりました。パチンコホールにおいてはこの広告手法は完全に普及しており、当社顧客基盤のコアとなっております。

しかしながら、一昨年からの景気後退により、パチンコホール業界の出店等の投資意欲は減退する事態となり、デジタルサイネージの導入も手控える動きが出始めております。

このような環境のなか、当社はパチンコホール業界だけではなく、小売店や飲食店、カーディーラーをはじめとした幅広い業態に対し、デジタルサイネージの集客効果等を十分にアピールしてその普及に注力し、成果も着実に現れてきております。

また、事業の継続、発展、資金の安定化を推し進めていく上で、安定収益事業を強化し、月次での安定収益を拡大することで、営業キャッシュ・フローが継続的に黒字化し、当初の目的である「大口受注が無くても安定的に黒字化を実現する新生アビックス」を達成することができると考えております。

(7) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象を解消し、又は改善する為の対応策

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。

当社といたしましては、この状況を解消するために、経費の削減、業務の効率化、安定収益事業への変革をさらに推進し、今後は、安定収益事業をさらに拡大させるとともに、新サービスの提供も視野に入れた売上規模の拡大に注力してまいり所存であります。具体的な施策として平成22年4月16日に「2010アビックス三カ年計画」を開示いたしました。

「2010アビックス三カ年計画」は、経費が極小化されていること、一方売上は安定して推移していること、安定収益事業が映像年間契約、レンタル契約等、長期に亘る収益であるため「将来の安定した収益見込」が蓄積されていることから、営業キャッシュ・フローの収入拡大、そして長期的な黒字化の実現を目的としています。

1. ローコスト体質の継続

当三カ年計画では、月次での営業キャッシュ・フローを意識し、各取引の資金収支を黒字化することで、年次での営業キャッシュ・フローが黒字化され、事業の継続、事業資金の安定化が達成されとと考えております。

また、そのために、経費の平均月額を45百万円から、さらに42百万円まで削減、維持し、売上規模の拡大を実現することで、継続的な収益体質の確立を達成することができると考えております。

具体的な施策は、以下のとおりです。

- ・ プロジェクト単位の収益管理で固定経費の削減および、在庫削減

当社は、一つ一つの案件に対するコスト意識を明確にしていくため、プロジェクト毎の管理を強化してまいります。キャッシュ・フローを指標として、案件ごとの収益を明確にし、在庫の有効活用および関連するコストの無駄をなくしてまいります。それにより、在庫管理がさらに厳密化され、在庫保有を小さくし、ローコストを維持してまいります。

- ・ アウトソーシングの有効活用

当社は、現状の経費を維持しつつ、売上規模の拡大を達成していくことで、継続的な収益体質が確立できるものと考えております。そのためには、固定費の増加を抑制し、売上増加に伴う経費支出に限定する必要があります。具体的には、今後、売上拡大に伴う人員の増加は、限定的に行うものとし、人件費の増加を抑制します。当社の基本的な考えである協力会社との連携を強化することにより、プロジェクトや事業の拡大に伴う人員の増加を最低限に抑え、固定費としての経費を安定させるといったものです。そのためには、社員教育を充実させ、事業を多角的に捉え協力会社に的確な指示を出すことができる人材、効率的に成果をあげる人材の育成に努めてまいります。

上記により、売上増加に伴う人件費の増大をアウトソーシングによる経費とし、売上に伴う変動費として考えていきます。

2. 安定収益事業の拡大

当三カ年計画において、安定収益の拡大は最重要課題であると認識しております。

安定収益事業の基盤は出来ておりますが、今後さらに拡大していくための具体的な施策は、以下のとおりです。

- ・ 映像コンテンツサービスの更なる提供および新規マーケットの開拓

現在、設置されている表示機は、LEDを使用していることもあり、耐久性に優れ、7年から10年程度利用できるものとなっており、実際設置されている多くは、パチンコホール業界となっております。そのパチンコホール業界においては、毎月新台と呼ばれる新しいパチンコ台が市場に出ており、その都度、



新しいキャラクターの映像が必要となる市場でもあり、この台のキャラクター映像が集客には重要な要素となっております。このような状況から、常に新しい台キャラクターを提供する基本的なコンテンツサービスの需要は継続的なものであり、機器が7年から10年程度は利用することができることから、今後も安定的収入につながるものであり、さらにニュース、天気などリアルタイム性のある新たなジャンルの映像コンテンツを提供することで、サービスの向上を図っております。今後も、サービスの向上を図り、顧客満足度を上げていくことが、業界内での顧客獲得につながると考えており、引き続き映像の強化を進めてまいります。また、昨今あらゆる場所で目に止まるようになったデジタルサイネージに対しても、当社の配信システム、映像コンテンツを活用することは可能であり、新たなマーケットとして認識しております。

今後は、サービスの向上と同時に新たなマーケットの開拓を行い、映像コンテンツの増収につなげていく予定であります。

- ・ メンテナンス事業の拡大

メンテナンス事業については、当社製品であるLED表示機が本格的な販売により普及し始めて5年から7年ほど経過する段階に入っており、消耗品である電源などの交換時期を迎えております。消耗品は、経年劣化により故障の原因となることから、引き続き消耗品等の販促活動を積極的に実施することで、顧客満足度を上げ、リニューアルや新製品への買い替えなどを進めてまいります。今後も、設置後5年以上経過するメンテナンス、リニューアル対象機器は増加してまいりますので、安定収益事業の一つの柱として年10%程度の増収を見込んでおります。

- ・ ハード（機器）を含めたASP事業拡大

当社は、平成21年3月期第1四半期より新製品であるix-boardを市場投入いたしました。ix-boardは、ユーザーが、自身の携帯電話やパソコンからWebを通して当社サーバーにインストールされたアプリケーションソフトを利用し、簡単に映像コンテンツを変更できる小型の映像看板になります。エンドユーザーは難しい専用のコントローラなどに触ることなく、手軽に日々映像看板の意匠変更を行っていただくことが可能となります。ix-boardは、パチンコホール業界のみならず、飲食店、物販店、コンビニエンスストアなどをターゲットに開発されたものであり、平成22年3月期においても堅調に推移しております。このix-boardの特徴は、販売は行わず、当社のリースによる導入を行っていることです。これは、ハードを提供するというのではなく、ハードの提供を含めたアプリケーションソフトを提供する事業と考えているためです。当社のリースによる金融リスクに関しては、ユーザーから契約時に申込金として月々のサービス使用料（リース料）の数ヶ月分を預り金としていただいております。当社としてはリスクヘッジしたリース業務となっております。また、当社のサーバーを通してお客様に運営を行ってもらうため、当社から誘客・採用・広告収入に関するノウハウを直接、リアルタイムにユーザーに供給することが可能であるため、より運用効果の高いものとなっております。

このように、ix-boardは、ハードの提供を含めたASP事業であり、金融リスクを最低限に抑えた安定収益事業となっております。

また、当第1四半期会計期間より、沖電気工業と協同で、デジタルサイネージ（電子看板）の利用者向けに、店舗前の歩行者を自動集計・分析するシステム「リアルなう」のサービス開始を発表しました。「リアルなう」は、屋外では世界初となる広告画面に取り付けたカメラで、店舗の前を通行する人数だけでなく、デジタルサイネージを見た人の数と、性別・年齢を自動的に集計することにより、潜在的な顧客数や放映した広告毎の人気を把握することができるようになります。デジタルサイネージの必須アイテムとして、今後の利用拡大とともに、安定収益事業としての増収が見込まれます。

いづれのASP事業も、最重要事業として、ユーザーのニーズを的確に捉え、アプリケーションソフトの充実をはかり、より良いサービスを提供することで、マーケットの拡大展開を進めてまいります。

なお、当社は拡大展開を進めていく上で、新たなラインナップとして高輝度液晶を加えました。これは、日商エレクトロニクス株式会社との資本・業務提携により実現することができたものです。これまでの通常の液晶では輝度が低く、屋外の潜在顧客に対しては見えにくく、効果が期待できなかったものが、高輝度液晶がラインナップに加わったことで、高精細な映像、集客につながるインパクトのある映像を提供することができる様になり、より多くのユーザーのニーズに応えられるようになりました。この高輝度液晶もハードの提供を含めたASP事業として拡大展開を図っており、安定収益事業の一役を担うものと考えております。

・ レンタル事業の強化

レンタル事業を立ち上げて、2年経過し、売上規模も着実に拡大しております。当初は、既存顧客であるパチンコホール業界を中心に展開を進めておりましたが、現在は、ホームページ等のインターネットを経由した問い合わせが増加し、パチンコホール業界以外のイベントなどでの利用が増えてまいりました。特に、スポーツ業界からの問い合わせが増加しております。スポーツのテレビ中継等を見ても分かるとおり、室内競技、屋外競技を問わず、大会会場には必ずといって良いほど、大型の表示機が設置されております。これは、全国大会や世界大会など主要な大会に限らず大型の映像表示機を利用することが一般的となっております。今後は、既存顧客へのサービス提供に加え、スポーツ業界、イベントでのレンタルニーズを的確に捉え、メーカー直の利点である安さ・安心を武器に拡大展開してまいります。

以上のように、当社は将来的に安定した収益の確保が可能となるよう、計画の達成に努めてまいります。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価格(千円)			従業員数 (名)
		レンタル 資産	リース 資産	合計	
本社 (神奈川県横浜市西区)	レンタル資産、リース資産	453	3,211	3,664	26

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度に計画中であった重要な設備の新設、除却について重要な変更並びに設備計画の完了はありません。また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000
計	600,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	195,803	195,803	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式であ り、単元株制度は採用して おりません。
計	195,803	195,803		

(注)発行済株式のうち101,207株は現物出資(新株予約権付社債384,586千円)によるものであります。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 新株予約権付社債

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債

##### (イ)平成18年11月13日開催取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権付社債の残高	200百万円
新株予約権の数	2個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1,2,4	3,236株
新株予約権の行使時の払込金額	61,800円
新株予約権の行使期間	平成19年1月1日から 平成23年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(注)2,4	発行価格 61,800円 資本組入額 30,900円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債と本新株予約権のうち的一方のみを譲渡することは できない。

<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の満期日である平成23年11月30日の償還価額と同額とします。 ただし、交付株式数に転換価額61,800円を乗じた額（ただし、転換価額の調整が行われた場合は調整後の転換価額）を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の満期日の償還価額を下回る場合には、本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る当該差額部分を除いたものとし、この場合の当該本社債の価額は当該本社債の満期日の償還価額から当該価額を差し引いた額とします。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>(注)5</p>

(注1) 新株予約権の目的となる株式の数は、社債の払込金額の総額を、新株予約権行使時の払込金額で除して得られる最大整数とし、1株未満の端数が生じた場合は現金による精算を行います。

(注2) 当社は、次に定めるとおり、新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。

新株予約権付社債の発行後、下記 に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、下記 ( ) 記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記 ( ) 記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

( ) 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式、当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）、又は行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（以下「取得請求権付証券等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして（当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして）転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして（当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式

式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして）上記 に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

（ ）上記 （ ）乃至（ ）の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 （ ）乃至（ ）にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については 下記（注3）の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、下記（注4）の規定に従って現金による精算を行う。

（ ） 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

（ ）上記 に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、上記 （ ）の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所（当社普通株式の株式会社ジャスダック証券取引所への上場が廃止された上で、当社普通株式が他の証券取引所に上場される場合には、当該他の証券取引所（当該他の証券取引所が複数の場合には、当社普通株式の普通取引の出来高等を考慮して、当社が最も合理的に適切と判断し、本新株予約権付社債の社債権者の同意を得た証券取引所））における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

（ ）上記 に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、上記 （ ）の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

上記 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

（ ）株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

（ ）その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

（ ）転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

#### （注3）株券の交付方法

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。

（注4）（注2）（ ）に定める1株未満の端数が生じた場合は、調整前転換価額から調整後転換価額を減じた額に調整前転換価額により同（ ）に定める期間内に交付された株式数を乗じた額から同（ ）の規定に従い交付する株式数に調整後転換価額を乗じた額を差し引いた額を、行使請求する本新株予約権に係る本社債の償還金として、追加で支払う。

（注5）当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権で、以下の から までの内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再

編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、当該本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編成対象会社の承継新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかかる本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の数

当該組織再編成行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を（注2）に準じた調整を行ったうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。なお、組織再編成行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、（注2）の調整に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める価額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(口)平成18年11月13日開催取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権付社債の残高 (注) 5	300百万円
新株予約権の数 (注) 5	3個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (注) 1, 2, 4, 5	4,854株
新株予約権の行使時の払込金額	61,800円
新株予約権の行使期間	平成20年12月1日から 平成23年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (注) 2, 4	発行価格 61,800円 資本組入額 30,900円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債と本新株予約権のうち的一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の満期日である平成23年11月30日の償還価額と同額とします。 ただし、交付株式数に転換価額61,800円を乗じた額（ただし、転換価額の調整が行われた場合は調整後の転換価額）を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の満期日の償還価額を下回る場合には、本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る当該差額部分を除いたものとし、この場合の当該本社債の価額は当該本社債の満期日の償還価額から当該価額を差し引いた額とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)

(注1) 新株予約権の目的となる株式の数は、社債の払込金額の総額を、新株予約権行使時の払込金額で除して得ら

れる最大整数とし、1株未満の端数が生じた場合は現金による精算を行います。

(注2) 当社は、次に定めるとおり、新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。

新株予約権付社債の発行後、下記 に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、下記 ( ) 記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記 ( ) 記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする、以下同じ。)の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

( ) 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式、当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(以下「取得請求権付証券等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)上記 に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

( ) 上記 ( ) 乃至 ( ) の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 ( ) 乃至 ( ) にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については、下記(注3)の規定を準用する。



$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、下記(注4)の規定に従って現金による精算を行う。

( ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

( ) 上記に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記( )の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所(当社普通株式の株式会社ジャスダック証券取引所への上場が廃止された上で、当社普通株式が他の証券取引所に上場される場合には、当該他の証券取引所(当該他の証券取引所が複数の場合には、当社普通株式の普通取引の出来高等を考慮して、当社が最も合理的に適切と判断し、本新株予約権付社債の社債権者の同意を得た証券取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

( ) 上記に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、上記( )の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

上記の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

( ) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

( ) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

### (注3) 株券の交付方法

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。

(注4) (注2) ( ) に定める1株未満の端数が生じた場合は、調整前転換価額から調整後転換価額を減じた額に調整前転換価額により同( ) に定める期間内に交付された株式数を乗じた額から同( ) の規定に従い交付する株式数に調整後転換価額を乗じた額を差し引いた額を、行使請求する本新株予約権に係る本社債の償還金として、追加で支払う。

(注5) 平成21年6月19日の第三者割当増資において、当該新株予約権付社債の一部が現物出資されております。

(注6) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権で、以下の から までの内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、当該本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編成対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかかる本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の数

当該組織再編成行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を（注2）に準じた調整を行ったうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。なお、組織再編成行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、（注2）の調整に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める価額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 上記「株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

（八）平成20年5月23日開催取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権付社債の残高	350百万円
新株予約権の数	7個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注）1, 2, 4	19,999株
新株予約権の行使時の払込金額	17,500円
新株予約権の行使期間	平成20年7月10日から 平成24年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注）2, 4	発行価格 17,500円 資本組入額 8,750円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債と本新株予約権のうち的一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の満期日である平成24年11月30日の償還価額と同額とします。 ただし、本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、平成20年7月10日以降、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上60営業日以内の事前通知を行い、かつ、当該通知書記載の繰上償還日までに本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有します。 また、交付株式数に転換価額17,500円を乗じた額（ただし、転換価額の調整が行われた場合は調整後の転換価額）を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の満期日の償還価額を下回る場合には、本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る当該差額部分を除いたものとし、この場合の当該本社債の価額は当該本社債の満期日の償還価額から当該価額を差し引いた額とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注1）新株予約権の目的となる株式の数は、社債の払込金額の総額を、新株予約権行使時の払込金額で除して得られる最大整数とし、1株未満の端数が生じた場合は現金による精算を行います。

（注2）当社は、次に定めるとおり、新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。

新株予約権付社債の発行後、下記に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式をもって

転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、下記( )記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記( )記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

( ) 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式、当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(以下「取得請求権付証券等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)上記に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

( ) 上記 ( ) 乃至 ( ) の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 ( ) 乃至 ( ) にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については、下記(注3)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、下記(注4)の規定に従って現金による精算を行う。

( ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

( ) 上記に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記( )の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所(当社普通株式の株式会社ジャスダック証券取引所への上場が廃止された上で、当社普通株式が他の証券取引所に上場される場合には、当該他の証券取引所(当該他の証券取引所が複数の場合には、当社普通株式の普通取引の出来高等を考慮して、当社が最も合理的に適切と判断し、本新株予約権付社債の社債権者の同意を得た証券取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

( ) 上記に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、上記( )の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

上記の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

( ) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

( ) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

#### (注3) 株券の交付方法

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。

(注4) (注2) ( )に定める1株未満の端数が生じた場合は、調整前転換価額から調整後転換価額を減じた額に調整前転換価額により同( )に定める期間内に交付された株式数を乗じた額から同( )の規定に従い交付する株式数に調整後転換価額を乗じた額を差し引いた額を、行使請求する本新株予約権に係る本社債の償還金として、追加で支払う。

(注5) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権で、以下の から までの内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、当該本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかかる本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を(注2)に準じた調整を行ったうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、(注2)の調整に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める価額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(二)平成21年10月28日開催取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権付社債の残高	50百万円
新株予約権の数	5個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1,2,3	9,430株
新株予約権の行使時の払込金額	5,300円
新株予約権の行使期間	平成22年5月19日から 平成23年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)2,3	発行価格 5,300円 資本組入額 2,650円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債と本新株予約権のうち的一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の満期日である平成23年11月1日の償還価額と同額とします。 また、交付株式数に転換価額5,300円を乗じた額(ただし、転換価額の調整が行われた場合は調整後の転換価額)を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の満期日の償還価額を下回る場合には、本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る当該差額部分を除いたものとし、この場合の当該本社債の価額は当該本社債の満期日の償還価額から当該価額を差し引いた額とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注1) 新株予約権の目的となる株式の数は、社債の払込金額の総額を、新株予約権行使時の払込金額で除して得られる最大整数とし、1株未満の端数が生じた場合は現金による精算を行います。

(注2) 当社は、次に定めるとおり、新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。

新株予約権付社債の発行後、下記に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、下記 ( ) 記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記 ( ) 記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株

式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする、以下同じ。)の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

( ) 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式、当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(以下「取得請求権付証券等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)上記 に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

( ) 上記 ( ) 乃至 ( ) の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 ( ) 乃至 ( ) にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、下記(注3)の規定に従って現金による精算を行う。

( ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

( ) 上記 に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記 ( ) の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所(当社普通株式の株式会社ジャスダック証券取引所への上場が廃止された上で、当社普通株式が他の証券取引所に上場される場合には、当該他の証券取引所(当該他の証券取引所が複数の場合には、当社普通株式の普通取引の出来高等を考慮して、当社が最も合理的に適切と判断し、本新株予約権付社債の社債権者の同意を得た証券取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

( ) 上記 に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、上記 ( ) の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

上記 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

( ) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

( ) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(注3)(注2) ( ) に定める1株未満の端数が生じた場合は、調整前転換価額から調整後転換価額を減じた額に調整前転換価額により同( ) に定める期間内に交付された株式数を乗じた額から同( ) の規定に従い交付する株式数に調整後転換価額を乗じた額を差し引いた額を、行使請求する本新株予約権に係る本社債の償還金として、追加で支払う。

(注4) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権で、以下の から までの内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、当該本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編成対象会社の承継新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかかる本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の数

当該組織再編成行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を(注2)に準じた調整を行ったうえで、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。なお、組織再編成行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、(注2)の調整に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める価額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(注)平成22年4月ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所(JASDAQ市場)に上場となっております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年6月30日		195,803		822,746		418,656

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 195,803	195,803	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	195,803		
総株主の議決権		195,803	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月



最高(円)	10,400	9,090	7,480
最低(円)	4,900	5,330	5,700

(注) 株価は、大阪証券取引所（JASDAQ市場）によるものであります。

### 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	164,208	162,127
受取手形及び売掛金	152,444	270,543
商品及び製品	357,489	354,775
仕掛品	43	312
原材料及び貯蔵品	143,074	143,589
その他	18,573	17,589
貸倒引当金	240	801
流動資産合計	835,592	948,136
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具(純額)	1 1,704	1 1,902
工具、器具及び備品(純額)	1 109,204	1 114,403
レンタル資産(純額)	1 245,754	1 268,634
リース資産(純額)	1 19,988	1 18,192
有形固定資産合計	1 376,651	1 403,133
無形固定資産	2,904	2,983
投資その他の資産		
その他	90,525	93,587
貸倒引当金	7,468	7,468
投資その他の資産合計	83,056	86,119
固定資産合計	462,613	492,236
資産合計	1,298,206	1,440,372
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	57,586	115,578
1年内返済予定の長期借入金	20,000	30,000
1年内償還予定の社債	50,000	50,000
未払法人税等	1,134	3,581
製品保証引当金	25,727	28,095
その他	45,919	61,674
流動負債合計	200,368	288,929
固定負債		
新株予約権付社債	900,000	900,000
その他	27,686	27,686
固定負債合計	927,686	927,686
負債合計	1,128,054	1,216,616
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	822,746	822,746
資本剰余金	418,656	418,656
利益剰余金	1,071,251	1,017,646
株主資本合計	170,151	223,756
純資産合計	170,151	223,756
負債純資産合計	1,298,206	1,440,372

(2)【四半期損益計算書】  
 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	162,836	166,774
売上原価	91,101	89,341
売上総利益	71,735	77,432
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 142,613	<sup>1</sup> 130,423
営業損失( )	70,877	52,991
営業外収益		
受取利息	13	-
受取賃貸料	-	51
その他	100	-
営業外収益合計	113	51
営業外費用		
支払利息	994	233
社債利息	1,224	83
その他	1,030	38
営業外費用合計	3,250	354
経常損失( )	74,014	53,295
特別利益		
貸倒引当金戻入額	56	561
製品保証引当金戻入額	-	1,241
債務免除益	15,413	-
その他	27	158
特別利益合計	15,496	1,961
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,034
特別損失合計	-	2,034
税引前四半期純損失( )	58,517	53,367
法人税、住民税及び事業税	246	237
法人税等合計	246	237
四半期純損失( )	58,764	53,605

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純損失( )	58,517	53,367
減価償却費	31,371	30,145
ソフトウェア償却費	448	219
貸倒引当金の増減額( は減少)	56	561
製品保証引当金の増減額( は減少)	266	2,368
受取利息及び受取配当金	13	-
支払利息	994	233
社債利息	1,224	83
債務免除益	15,413	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,034
売上債権の増減額( は増加)	23,143	118,099
たな卸資産の増減額( は増加)	2 1,509	2 5,601
仕入債務の増減額( は減少)	37,426	57,991
未払金の増減額( は減少)	1,112	8,660
未払法人税等(外形標準課税)の増減額( は減少)	360	1,734
未払消費税等の増減額( は減少)	1,201	15,449
その他	6,053	8,835
小計	58,605	13,565
利息及び配当金の受取額	13	-
利息の支払額	2,104	193
法人税等の支払額	950	950
営業活動によるキャッシュ・フロー	61,646	12,422
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	400	-
有形固定資産の売却による収入	1,269	3,211
無形固定資産の取得による支出	-	140
投資活動によるキャッシュ・フロー	868	3,070
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	59,393	10,000
株式の発行による収入	49,518	-
リース債務の返済による支出	1,323	3,411
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,197	13,411
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	71,974	2,080
現金及び現金同等物の期首残高	373,748	162,127
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 301,773	1 164,208

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ60千円、税引前四半期純損失は2,095千円増加しております。

【簡便な会計処理】

項目	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産については、当事業年度にかかる減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 667,479千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 637,333千円

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1 販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。
役員報酬 8,640千円	役員報酬 9,240千円
給料手当 31,564千円	給料手当 31,457千円
賞与 5,901千円	賞与 6,167千円
荷造運賃 3,718千円	荷造運賃 3,747千円
広告宣伝費 20,376千円	広告宣伝費 11,764千円
支払手数料 19,089千円	支払手数料 18,960千円
支払地代家賃 10,529千円	支払地代家賃 10,336千円
研究開発費 426千円	研究開発費 2,435千円
減価償却費 4,427千円	減価償却費 2,953千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 331,841千円	現金及び預金 164,208千円
預入期間が3か月超の定期預金 30,067千円	現金及び現金同等物 164,208千円
現金及び現金同等物 301,773千円	
2 営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額には、たな卸資産からレンタル資産(有形固定資産)への振替金額3,783千円が含まれていません。	2 営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額には、たな卸資産からレンタル資産(有形固定資産)への振替金額3,671千円が含まれていません。

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	195,803

2 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は電子広告看板の製造、販売、運営及びアフターサービスを主な事業とする単一セグメントであるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(持分法損益等)

関連会社が存在しないため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
868.99円	1,142.76円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	170,151	223,756
普通株式に係る純資産額(千円)	170,151	223,756
差額の主な内訳(千円)		
普通株式の発行済株式数(株)	195,803	195,803
普通株式の自己株式数(株)		
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	195,803	195,803

2 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 898.60円	1株当たり四半期純損失金額 273.77円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	58,764	53,605
普通株式に係る四半期純損失(千円)	58,764	53,605
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	65,396	195,803
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	(1)新株予約権付社債 第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債(額面 金額300,000千円) これらの詳細については、第4提出会社の状 況1株式の状況(2) 新株予約権等の状況に記 載のとおりです。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当第1四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

アビックス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 板 谷 宏 之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水 野 雅 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアビックス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第21期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アビックス株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月 6日

アビックス株式会社  
取締役会 御中 ー

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 板 谷 宏 之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水 野 雅 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアビックス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第22期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アビックス株式会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。